

【nanaco カード会員規約（個人情報登録選択式カード用）】改定対比表

現行	改定後
※赤字部分が改定および追加箇所になります。	
第2条（定義）  (9) 登録会員とは、会員のうち、当社所定の登録申込書等により、当社に個人情報を登録していただいた個人の方をいいます。なお、登録会員は、個人情報が当社に登録されるまでに、一定の期間を要することを承諾するものとします。	第2条（定義）  (9) 登録会員とは、会員のうち、当社所定の登録申込書等により、当社に個人情報を登録していただいた個人の方をいいます。なお、登録会員は、個人情報が当社に登録されるまでに、一定の期間を要することを <b>あらかじめ</b> 承諾するものとします。
第3条（nanaco カードの所有権の帰属等）  8. 登録会員は、登録会員が当社に届け出た氏名・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。	第3条（nanaco カードの所有権の帰属等）  8. 登録会員は、登録会員が当社に届け出た氏名・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを <b>あらかじめ</b> 承諾するものとします。
第7条（nanaco 電子マネーサービスの利用）  1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。	第7条（nanaco 電子マネーサービスの利用）  1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部の商品等について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。
第9条 nanaco 電子マネーの <b>合算</b>	第9条 nanaco 電子マネーの <b>移転</b>
第11条（nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合）  会員は、次のいずれかの場合においては、 <b>その期間において</b> 、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、 <b>ならびに</b> nanaco カード内残高およびセンター預り残高の確認をすることが <b>できません</b> 。	第11条（nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合）  会員は、次のいずれかの <b>事由が生じた</b> 場合においては、 <b>当該事由が解消されるまでの間</b> 、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、nanaco カード内残高およびセンター預り残高の確認をすること <b>その他の nanaco 電子マネーサービスの全部または一部の利用ができなくなる場合</b> があることに <b>あらかじめ同意</b> します。
（1） nanaco 電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合 <b>および</b> システム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。	（1） nanaco 電子マネーサービスのシステムに故障が生じた場合、 <b>当該</b> システム保守管理等のために <b>当該</b> システムの全部または一部を休止する場合 <b>その他の当該システムの都合上やむを得な</b>

	い場合。
(2) nanaco カード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合。	(2) nanaco カード、利用端末、チャージ端末およびこれらに付隨する機器その他の nanaco 電子マネーサービスの利用に必要となる物理的媒体が、破損、電磁的影響、停電その他の事由により使用不能となった場合。
	(3)nanaco 電子マネーサービスに適用される法令の改廃、当該法令の所管官庁による当該法令の解釈運用の変更その他の法令環境の変化により nanaco 電子マネーサービスの利用の内容、方法その他の条件を変更する必要が生じた場合
(3) その他やむを得ない事由のある場合。	(4) 前各号に定めるほか、やむを得ない事由のある場合。
第12条（退会および会員資格の喪失）	第12条（退会および会員資格の喪失）
1．会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco カード内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができます、また、現金の払戻しも行いません。	1．会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、本規約に基づく会員たる地位（以下「会員資格」といいます。）が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco カード内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができます、また、現金の払戻しも行いません。
第14条（nanaco カードの破損・汚損時の再発行等）	第14条（nanaco カードの破損・汚損時の再発行等）
1．当社は、nanaco カードの破損・汚損等の理由により会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した nanaco カードと引き換えに新しい nanaco カードを再発行します。この場合、会員に、第10条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した nanaco カードは券面・形狀が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。	1．当社は、nanaco カードの破損・汚損等の理由により会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した nanaco カードと引き換えに新しい nanaco カードを再発行します。この場合、会員に、第10条に準じて発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した nanaco カードは、券面の意匠、記載情報その他の事項が変更される場合があり、これを会員はあらかじめ承諾するものとします。
3．前二項、第2条（8）第2文および第9条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満	3．前二項、第2条（8）第2文および第9条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満

<p>たした場合に限り、前項に基づき再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。</p>	<p>たした場合に限り、前項による再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。</p>
<p>第15条 (nanaco カード喪失時の再発行等)</p>	<p>第15条 (nanaco カード喪失時の再発行等)</p>
<p>3. 前二項の場合、登録会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。</p>	<p>3. 前二項により当社が使用停止措置をとった場合、登録会員は当該措置の解除を求めることはできません。</p>
<p>4. <del>登録会員が第1項に定めるnanacoカードを喪失した旨の届け出をし、または、第2項に定める第三者からnanacoカードを拾得した旨の届け出</del>があってから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを登録会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanacoカード内残高またはセンター預り残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>4. 第1項または第2項の届出があつてから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを登録会員はあらかじめ了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanacoカード内残高またはセンター預り残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>5. 当社は、紛失・盗難等により nanaco カードを喪失した場合、登録会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、nanaco カードを再発行します。この場合、登録会員は第10条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した nanaco カードは券面・形状が変更される場合があることを登録会員は承諾するものとします。</p>	<p>5. 当社は、<del>登録会員が紛失・盗難等により nanaco カードを喪失した場合において</del>、登録会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、nanaco カードを再発行します。この場合、登録会員は第10条に準じて発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した nanaco カードは、<del>第14条第1項第3文に準じて</del>券面・形状が変更される場合があることを登録会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>6. 前項により nanaco カードが再発行された場合、当社による nanaco カードの使用停止措置が完了した時点の nanaco カード内残高およびセンター預り残高が再発行された nanaco カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限ります。</p>	<p>6. 前項により nanaco カードが再発行された場合には、当社による nanaco カードの使用停止措置が完了した時点の nanaco カード内残高およびセンター預り残高が再発行された nanaco カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限ります。</p>
<p>7. 前二項、第2条(8)第2文および第9条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満</p>	<p>7. 前二項、第2条(8)第2文および第9条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満</p>

たした場合に限り、前項に基づき再発行したnanacoカードへの残高の引継ぎに代えて、登録会員が保有する別のnanacoカードその他のnanaco電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。	たした場合に限り、前項による再発行したnanacoカードへの残高の引継ぎに代えて、登録会員が保有する別のnanacoカードその他のnanaco電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。
第17条（個人情報の収集・利用）	第17条（個人情報の収集・利用）
登録会員（本条においては、当社に個人情報を登録しようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・電話番号等、登録会員が当社に届け出た事項およびnanaco電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。	登録会員（本条においては、当社に個人情報を登録しようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・電話番号等、登録会員が当社に届け出た事項およびnanaco電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで当社が収集・利用することにあらかじめ同意します。
第20条（nanaco電子マネーサービスの終了）	第20条（nanaco電子マネーサービスの終了）
1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、nanaco電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。	1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、nanaco電子マネーサービスの全部または一部を終了することができるものとします。
(2) 法令の改廃。	(2) nanaco電子マネーサービスに適用される法令の改廃。
第21条（制限責任）	第21条（責任制限）
第22条（通知の到達）	第22条（通知の到達）
当社が、登録会員に対して通知を行うにあたり、 当社は登録会員から届けられた連絡先に宛てて通知を発すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。	当社が、登録会員に対して通知を行うにあたり、 郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。